装管調第３１９号
２７．１０．１

長官官房総務官
長官官房会計官
調達事業部需品調達官
調達事業部武器調達官
調達事業部電子音響調達官　殿
調達事業部艦船調達官
調達事業部通信電気調達官
調達事業部航空機調達官
調達事業部輸入調達官

調達管理部調達企画課長
（公印省略）

随意契約の透明性向上のための契約理由を公表する等の措置について
（通知）

標記について、別添のとおり通知があり、実施の細部については、下記のとおりとされたので遺漏のないよう措置されたい。

記

１　調達管理部調達企画課長は、公表に関する事務を次のとおり行う。
⑴　調達事業部各調達官及び各調達官付室で入力されたデータを基に長官官房総務官付情報システム管理室（以下「システム管理室」という。）で出力した資料の確認
⑵　防衛装備庁ホームページでの契約品目の公表
⑶　部外からの問い合わせに対する窓口業務
⑷　部外からの苦情に対する処理

２　長官官房会計官は、公表に関する事務を次のとおり行う。

⑴　各契約担当官において作成された資料の取りまとめ
⑵　防衛装備庁ホームページでの契約品目の公表
⑶　部外からの問い合わせに対する窓口業務
⑷　部外からの苦情に対する処理

３　調達事業部各調達官及び各調達官付室長は、随意契約とするものについて随意契約理由を次の要領により入力する。

⑴　随意契約理由の入力は、システム管理室が所掌する中央調達システムの調達伺（基本入力）画面の随意契約理由欄に別表の項目番号を入力する。この場合、随意契約の理由が複数あるときは、全ての番号を入力する。

⑵　入力の時期は、契約事務に関する訓令に係る事務要領について（装管調第２５２号。２７．１０．１）第２５条第１項に規定する調達伺又は指名随契審査会の運営要領について（装管調第２５３号。２７．１０．１）第４条第１項に規定する諮問案作成時とする。

添付書類：１　別表
　　２　公共調達の適正化を図るための措置について（通知）
　　装管調第１０７号（２７．１０．１）

別　表

随　意　契　約　理　由　番　号　表

番号	随　意　契　約　の　理　由	根　拠　法　令　等	備　考
1	販売権を有するものが１社であるとき	会計法第２９条の３第４項 予決令第１０２条の４第３項	
2	技術援助契約を有するものが１社であるとき	会計法第２９条の３第４項 予決令第１０２条の４第３項	
3	工業所有権等の排他的権利を有するものがあるとき	会計法第２９条の３第４項 予決令第１０２条の４第３項	
4	技術及び生産設備を有し、かつ、法令等の許認可等を有するものが１社であるとき	会計法第２９条の３第４項 予決令第１０２条の４第３項	
5	特別な技術、設備、品質等を有するものが１社であるとき	会計法第２９条の３第４項 予決令第１０２条の４第３項	
6	技術及び生産設備を有し、かつ、受注態勢が整っているものが１社であるとき	会計法第２９条の３第４項 予決令第１０２条の４第３項	
7	長官からの通知があったとき	会計法第２９条の３第４項 予決令第１０２条の４第３項	
8	ＦＭＳに基づく運送又は保管をさせるとき	会計法第２９条の３第４項・第５項 予決令第１０２条の４第３項 予決令第９９条第８号	
9	現に契約履行中の製造又は物品の買入等に直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき	会計法第２９条の３第４項 予決令第１０２条の４第４項イ	
１０	ＦＭＳ調達	ＭＤＡ協定	
１１	予決令臨時特例第４条の２第１項の規定による競争に付した場合において、落札数量が需要数量に達しないとき又は落札者のうち契約を結ばないものがあるとき	会計法第２９条の３第５項 予決令臨時特例第４条の８	
１２	競争に付しても入札者がないとき、又は再度の入札をしても落札者がないとき	会計法第２９条の３第５項 予決令第９９条の２	